## 真庭市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

真庭市 様

住所 氏名

真庭市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けたいので、真庭市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規程第7条の規定により、次のとおり申請します。

なお、当該補助事業に係る耐震改修の結果については、同規程第 13 条に規定する公表に同意し、公表に関する異議又は不服の申し立ては一切しないことを確約します。

申請に当たっては、補助金交付申請に係る申請のため、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)に該当しないことを誓約します。また、必要な場合には、このことについて岡山県警本部に照会することに同意します。

·0-% L		_			<u> </u>		_ (-   -) ,		7 0		
事業区分 (※該当に☑又は■)		i	耐震改修コ	事_			部分而	村震改修	<b>冬工事</b>		
		耐震シェルター設置(名称:						)			
			防災べっ	ノド設	置 (	(名称	ና :			)	
住宅	所在地	真	庭市								
の	建築時期・階数			:	年		月	着工	•		階
概要	建築面積・延べ面積	建:	築面積:		n	n²·	延^	(床面積	責	m²	
補助	金事業に要する事業費										円
補助対象金額											円
補助金申請額											円
契約・完了予定年月日				年		月	日~		年	月	日
仕え	入れに係る消費税額の		±★坐士フ					┷┸╻	<i>+</i> >1.1		
	控除対象事業者		該当する					該当し	J461		
	補助金の受領		事業者(	所有者	) が	受領		施工者	が代理会	受領予定	2
		1	付近見耳	双図及び	対象	木造	住宅0	D外観写	写真(2面	以上)	
			2 建築時期が確認できる書類(建築確認済証又は検査済証								
添付書類		の写し、課税証明書、登記事項証明書等)									
		3 耐震改修工事等物件調書(別紙 1-1)									
		4 改修工事費又は設置費の見積書及び内訳書の写し									
		5 補助対象木造住宅の改修工事図面、耐震シェルター又は									
			防災ベッ	ドの機器	器図:	等					
		6	耐震診断	f及び補	強言	画診	断の韓	设告書の	り写し一記	t( 耐	喪シ
		ェルター及び防災ベッドは補強計画診断報告書不要)									
			7 工事監理者が、岡山県木造住宅耐震診断員であることが								
			わかる書	類( 耐	震改	修工	事及び	が部分で	震改修]	事に限	(る)
			補助対象	大造住	宅所	有者	の市利	党の完約	内証明書		
			9 部分耐震改修工事、耐震シェルター及び防災ベッド設置								
			の場合は高齢者又は障がい者若しくは低所得者が属する世								
			帯であることが確認できる書類								

## 耐震改修工事等物件調書

申請者	•
T. NH .	•

区分	耐震改修工事 耐震シェルター	耐震改修工事 部分耐震改修 耐震シェルター設置 防災ベッド設		所在地		真庭市			
	祖助事業に要す 工事概要 事業費(円)		補助対象金額 (千円)		補助金基礎額 (千円)		補助金申請額 (千円)	申請者負担額 ( - ) (千円)	
上部構造部分改修	多の目標性能: き評点 多の目標性能: をの部分評点								
	合 計								

補助事業に要する事業費は、請負契約する契約予定額(見積額)のうち耐震化工事等以外に要する費用を除いた額

補助対象金額は、第4条に規定する補助対象経費の合計額とする。(消費税仕入控除税額が含まれる場合は、除いた金額とする)

補助金基礎額は、 の補助対象金額に、耐震改修工事の場合は5分の4を乗じて得た額、部分耐震改修工事、耐震シェルター及び防災ベッド設置の場合は2分の1を乗じて得た額(ただし木造住宅の所有者が低所得者等の場合は5分の4)(千円未満切り捨て)

補助金申請額は、 の補助金基礎額とする。ただし、耐震改修工事は 115 万円、部分耐震改修工事、耐震シェルター設置工事及び防災ベッド設置工事 は 80 万円を上限とする。